

議会改革推進検討委員会（R6. 10月～R8. 9月）における検討結果報告書

議会改革推進検討委員会（以下「委員会」という。）は、議会の行政に対する監視・牽制機能の充実に関する事項、議員の審議・政策提言能力の向上に関する事項、その他議会改革に必要な事項について調査検討を行う委員会である。

今期委員会においては、令和6年10月の第1回委員会から20回にわたり調査・検討を重ねてきたので、その議論の経過と結果を次のとおり報告する。

1 前期委員会から引き継がれた調査検討事項

(1) 質問・意思決定方法について

ア 代表質問の方法について

従来の一括質問一括答弁方式を継続した上で、前期委員会まで協議してきた質問の手法を取り入れることが可能か否か、実態等を調査し検討を進めてほしい。

イ 反問権・反論権について

- (ア) 反問権については、特にデメリット（課題）とされることがないとの結論に至ったことから、導入について具体的に検討していただきたい。
- (イ) 反論権については、導入には課題があり、慎重な意見があることから、引き続き調査を継続してほしい。

(2) ペーパーレス会議システムについて

ア 運用に関するルール作り等について

- (ア) 試行運用を踏まえ、運用に必要なルール作り等を進めていただきたい。
- (イ) 議会全体として紙資料の併用を止める時期について、本格運用の時期を見定めながら、円滑な運用に向けて調査・検討していただきたい。

イ 令和10年10月改選以降使用する端末について

- (ア) 令和10年10月改選以降使用する端末について、調達費用を政務活動費とするか公費とするかについて検討していただきたい。
- (イ) 公費で調達するとした場合には、新たな財源が必要となるが、政務活動費で端末を調達する必要がなくなることから、政務活動費を減額することにより、端末を調達する財源を捻出することについて検討していただきたい。

ウ 本格導入の時期について

本格運用の時期について、試行運用の状況等を踏まえ、協議し決定していただきたい。

2 今期委員会における調査検討事項の選定

前期委員会からの引継ぎ事項である「質問・意思決定方法について」及び「ペーパーレス会議システムについて」に加えて、新たなテーマとして、各会派から「政務活動費の領収書公開」、「議会報告・意見交換会の市民意見を、政策立案サイクルに乗せるための検討」、「議会における議員の取り組む姿勢のあり方について」、「正副議長の任期について」、「議場内での大型モニターの利用について」、「委員会（常任・特別）のオンライン配信（公開）について」及び「意見書案検討会での意見書の上程のルールについて」が提案された。

また、事務局から「議会におけるペーパーレス化（「ペーパーレス会議の運用」及び「議員が使用する端末の調達方法」）」及び「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化（「オンライン委員会」、「議会手続のオンライン化」及び「請願・陳情のオンライン提出」）」が協議事項として提案された。

前期委員会から引き継がれた調査検討事項、事務局からの提案事項及び今期委員会における各会派からの提案事項については、並行して検討を進めることとしたが、今期委員会における提案事項の協議に係る優先順位を検討するに当たり、提出会派からの提案内容の説明を実施した上で、会派ごとに1点から8点の点数付けを行い、合計点の上位の検討項目から協議を進めることとした。提出された検討項目及び採点結果は次のとおりである。

表1 今期新たに検討する項目

順位	検討項目	提出会派	合計点
1	政務活動費の領収書公開	公明党	29点
2	議会報告・意見交換会の市民意見を、政策立案サイクルに乗せるための検討	公明党	28点
3	代表質問の選択制について	創世会	26点
4	議会における議員の取り組む姿勢のあり方について	真政会	24点
5	正副議長の任期について	創世会	21点
6	議場内での大型モニターの利用について	政風会	20点
7	委員会（常任・特別）のオンライン配信（公開）について	政風会	20点
8	意見書案検討会での意見書の上程のルールについて	創世会	12点

3 今期委員会による調査検討経過等

年月日	委員会	協議事項
R6. 10. 4	第 1 回	・ 正副委員長の互選
R6. 12. 23	第 2 回	・ 前期委員会からの引継ぎ事項について（確認） ・ 今期委員会における検討事項について ・ 議会報告会及び意見交換会について
R7. 2. 3	第 3 回	・ 今期委員会における検討事項について ・ 事務局から協議を提案する事項について ・ 早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査への回答について
R7. 3. 17	第 4 回	・ 政務活動費の領収書公開について ・ 反問権について ・ ペーパーレス会議システムの運用について ・ 議員が使用する端末の調達方法について
R7. 4. 18	第 5 回	・ 政務活動費の領収書公開について ・ 反問権の導入検討について
R7. 5. 21	第 6 回	・ 政務活動費の領収書公開について ・ 反問権の導入検討について
R7. 6. 23	第 7 回	・ 政務活動費の領収書公開について ・ 反問権の導入検討について ・ 今後の検討事項について
R7. 7. 25	第 8 回	・ 反問権の導入検討について ・ 委員会のオンライン化について
R7. 8. 20	第 9 回	・ 反問権の導入検討について ・ 委員会のオンライン化について
R7. 9. 22	第 10 回	・ 反問権の導入検討について ・ 委員会のオンライン化について
R7. 10. 17	第 11 回	・ 委員会のオンライン化について ・ 協議内容の市ホームページ掲載について ・ 今後の協議テーマについて

R7. 11. 13	第 12 回	・代表質問の選択制について ・会議規則に基づく手続のオンライン化について、請願・陳情のオンライン提出について ・議会報告会及び意見交換会について
R8. 1. 6	第 13 回	・代表質問の選択制について ・委員会のオンライン化について ・議会改革推進検討委員会の協議内容の市ホームページ掲載について
R8. 2. 10	第 14 回	・代表質問の選択制について ・政務活動費の領収書公開について ・早稲田大学デモクラシー創造研究所の議会改革度調査について
R8. 3. 18	第 15 回	・議会における議員の取り組む姿勢のあり方について ・会議規則に基づく手続のオンライン化について
R8. 4. 20	第 16 回	・正副議長の任期について ・ペーパーレス会議システムの運用について
R8. 5. 22	第 17 回	・正副議長の任期について ・ペーパーレス会議システムの運用について
R8. 6. 30	第 18 回	・議場内での大型モニターの利用について ・ペーパーレス会議システムの運用について ・政務活動費の領収書公開について
R8. 7. 24	第 19 回	・議場内での大型モニターの利用について
R8. 8. 28	第 20 回	・今期委員会における検討結果報告について

4 今期委員会における調査検討の結果

(1) 前期委員会から引き継がれた調査検討事項

ア 代表質問の方法について

従来の代表質問における一括質問一括答弁方式を変更すべきではないとしている会派より、「国や他県等においても、各会派の代表者が第一演壇で市民や議員に対し、主義・主張をしっかりと唱えているため、引き続き同様の方法で行っていきたい」「市民に自分たちの考えを伝えるには、第一演壇で一括質問一括答弁を行うのが一番良い」等の意見もあり、協議の結果、従来の一括質問一括答弁方式を継続するとの結論になった。

イ 反問権・反論権について

反問権の導入について、複数回検討したが、反対している会派より、「議員が委縮するといった不安が払拭できない、議会に市民の声が届きにくくなる等」の意見は変わらないため、反問権導入の可能性はないとの結論になった。

なお、反問権の導入とならなかったことから、今期委員会においては、反論権の調査までは至らなかった。

ウ ペーパーレス会議システムについて

(7) 運用に関するルール作り等について

議会運営の効率化及び迅速な情報共有を図るため、ICT利活用の推進を掲げ、その一環として、令和6年6月定例会よりペーパーレス会議システムの試行運用を開始し、一定程度の期間が経過しているため、システムの操作等についてのノウハウ等が蓄積されたものと思料されることから、本格運用に向け、「本市議会におけるペーパーレス会議の定義」、「本格運用の開始時期」及び「議員研修の実施」を次のとおり整理した。

また、いわき市議会の本会議、委員会その他の会議におけるタブレット端末等の使用に関し必要な事項を定めた「いわき市議会タブレット端末等使用ガイドライン」（別添1）を策定した。

a 本市議会におけるペーパーレス会議の定義

本市議会におけるペーパーレス会議とは、「原則として紙資料を配付せず、タブレット端末等を用いて会議を行う形態」と定義する。

ただし、本格運用後に改善すべき案件が出てきた場合には、別途、協議する。

(a) 対象資料：議案書、予算書、予算説明書、委員会資料、議会配布物等、執行部及び議会事務局が作成・配付する全ての文書。

(b) 例外規定：各会派または議員個人の判断により、補助的に資料を自ら印刷し、議場等へ持ち込むことは妨げない（この場合の印刷は各会派等の負担とする）。

b 本格運用の開始時期

令和9年2月定例会からの本格運用を目指す。

c 議員研修の実施

本格運用前までに、希望する議員を対象として、全体で2回程度研修を実施する。

(4) 令和10年10月改選以降使用する端末について

「運用に関するルール作り等について」を優先的に進めてきたことから、今期委員会では具体的な結論まで得るには至らなかった。

令和8年7月24日に開催された第19回委員会において協議した結果、次期委員会へ申し送りすることとした。

(2) 今期委員会で新たに提案があった調査検討事項

ア 政務活動費の領収書公開について

政務活動費の透明性を確保するため、令和7年度交付分より「領収書や支出管理台帳総括表、収支報告書に添付している各種資料を含めた支出管理台帳、調査等報告書」を市議会ホームページで公開することになった。

イ 議会報告・意見交換会の市民意見を、政策立案サイクルに乗せるための検討について

令和7年9月22日に開催された第10回委員会において、ほかの調査検討事項との同時進行は難しいことから、委員会において、本検討項目を単独で協議できる状況になるまで、先送りすることとなった。

ウ 議会における議員の取り組む姿勢のあり方について

提出会派より、「各会派に意見等を持ち帰り共有いただき、各会派の長を中心に、議員一人一人が襟を正していくことで、議会及び議員としてのあるべき姿勢を示していければと考えており、議会改革推進検討委員会において協議をするのではなく、各会派への情報共有をお願いできれば十分であると考えてい

る。」との説明がなされ、各会派で周知徹底することとし、協議を終了することになった。

エ 正副議長の任期について

本提案事項については、地方自治法に規定されており、本委員会での検討事項としてなじまないことや、第15期議会改革推進検討委員会で既に整理されていること等の意見があり、協議の結果、本委員会では検討事項として扱わないとの結論になった。

オ 議場内での大型モニターの利用について

各会派から導入に反対しない方向性は示されたが、仕様や費用に関する資料や先進事例等の調査が必要であり、協議に時間を要すること等から、導入に関する協議を次期委員会に申し送りすることとなった。

カ その他について

上記のほか、「委員会（常任・特別）のオンライン配信（公開）について」「意見書案検討会での意見書の上程のルールについて」の検討事項については、合計点の上位の検討事項から協議を進めるとしたことから、今期委員会では具体的な結論まで得るには至らなかった。

(3) その他

ア 議会改革推進検討委員会の協議内容の市議会ホームページ掲載について

議会の活動に関する情報を分かりやすく市民に伝えるため、協議内容を市議会ホームページで公開することとした。

イ 委員会のオンライン化について

感染症や災害等により、会議の開催場所への参集が困難である場合でも議会の機能を確保するためには、常任委員会や特別委員会などの各委員会をオンラインで開催できるように、ルール等の環境を整備する必要があることから、いわき市議会委員会条例、いわき市議会会議規則及びオンラインによる会議の開催方法を定める要綱を改正した。

なお、委員会のオンライン開催に当たり、課題等を整理するため、デモンストレーションを実施した。

ウ 議会手続のオンライン化について

令和５年の地方自治法改正により、地方議会における法令に基づく手続について、オンラインでの対応が可能となったことから、本市議会においても、会議規則等に規定する手続について、オンラインでの対応を可能とするため、オンライン手続に必要となる条項を新設し、いわき市議会会議規則及びいわき市議会委員会条例を改正した。

また、上記条項の新設に伴い、議長が別に定める手続きの具体的な事項として「いわき市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「いわき市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定した。

(7) 請願・陳情のオンライン提出について

いわき市議会会議規則の改正により、電子メールによる受付を可能とした。

5 次期委員会への引き継ぎ事項

(1) 令和10年10月改選以降使用する端末について

令和10年10月改選以降使用する端末について、調達費用を政務活動費とするか公費とするかについて、改めて検討していただきたい。

また、端末を公費で調達するとなった場合には、現状の政務活動費で調達する必要がなくなることから、政務活動費を減額することにより、端末を調達するための財源を捻出することについても検討していただきたい。

(2) 議会報告・意見交換会の市民意見を、政策立案サイクルに乗せるための検討について

議会報告・意見交換会の市民意見を、政策立案サイクルに乗せるための検討について、ほかの調査検討事項との同時進行は難しいことから、単独で協議できる状況となり次第、検討を進めていただきたい。

(3) 議場内での大型モニターの利用について

議場内の音響システム更新と合わせて大型モニターを導入することについて、仕様や費用に関するさらなる資料収集に努め、先進事例等を調査の上、費用対効果等を判断し、検討を進めていただきたい。

(4) その他

本委員会は、不断の議会改革、活性化を通して、市民からの負託に応えるために設置された委員会であり、その存在意義は極めて大きい。

次期委員会においても、社会的な潮流や本市議会を取り巻く環境の変化を的確に捉えた議会改革の取組を積極的に推進し、引き続き会派を超えて活発な意見交換を行うことができる委員会として、活動を進めていただきたい。